

## 意見書

平成 26 年 2 月 19 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 26 年1月 30 日付けで公告された接続約款の変更案(実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、実績原価方式に基づく平成 26 年度の接続料の改定等」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

#### 【総論】

実績原価方式に基づく接続料算定では、乖離額調整含め過去の実績原価のすべてを接続料原価として回収することが可能となっているため、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。))において、コスト削減インセンティブが働き難いと考えられます。そのため、接続料原価として適切なものとなっているか等を厳格に検証して頂いた上で、認可して頂きたいと考えます。

#### 【各論】

##### 1. メタル回線に係る接続料について

平成 26 年度接続料では、平成 25 年 5 月に公表された「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(以下、「メタルコスト検討会報告書」といいます。))において適当とされた電柱・土木設備に係る施設保全費の配賦方法見直しが適用された結果、メタル回線に係る接続料は上昇が回避されました。また、平成 27 年度接続料では、ケーブル保守に係る施設保全費の配賦見直し、及びメタルケーブル等の耐用年数見直しが予定されており、少なくとも平成 27 年度まではメタル回線に係る接続料の上昇は抑制されるものと考えられます。

ただし、配賦変更が一段落する平成 28 年度以降は、稼動回線数の減少がコスト削減量を上回り、またメタル回線に係る接続料が上昇していくものと想定されます。そのため、稼動回線数が減少し続けるサービスの接続料原価や接続料の算定方法のあるべき姿等について、移行先のサービスのネットワークを含めたアクセス網全体でご議論して頂きたいと考えます。

その議論のために、まずは NTT 東西殿よりメタル回線に対するコスト削減等の効率化の取組み、今後の接続料水準の見通し等をご提示頂くことが必要と考えます。

##### 2. 接続専用線等に係る接続料

今回申請された接続専用線等に係る接続料を前年度と比較すると、高速デジタル伝送(デジタルアクセス 1.5Mb/s タイプ 1-1)では、NTT 東日本殿で 41,369 円から 53,881 円(+30.2%)、NTT 西日本殿で 28,600 円から 43,317 円(+51.5%)と大幅な上昇となっている他、ATM 専用(1Mb/s 通常クラス)では、NTT 西日本殿で 54,482 円から 71,444 円(+31.1%)に上昇する等大幅に上昇しており、弊社共接続専用線を利用している事業者にとって経営上大きな影響を受ける水準となっています。

これら 30%を超える接続料の上昇をもたらす環境の変化は、接続料だけでなく利用者料金にも影響を与えるものと想定されます。接続料と利用者料金の関係は、通常スタックテストにより検証されますが、接続専用線については現在スタックテストの検証対象外となっています。よって、接続専用

線についてスタックテストによる検証項目に追加し、接続料と利用者料金の関係についての検証を行うべきであると考えます。

さらに、接続専用線についてはメタル回線同様に回線数の減少が継続することから、現在の実績原価方式に基づく算定を継続する限り、接続専用線に係る接続料は上昇が続く可能性が高いと考えます。そのような状況において接続料の上昇は更なる需要の減少を招き、需要の減少は更なる接続料の上昇を招くという悪循環に陥ることが想定されます。この悪循環を断ち切るためには、接続料値上げを行わずに据置き、需要(利用者)の減少を食い止める等の措置を行い、このまま需要が減少して接続料が上昇し続けた場合より、NTT 東西殿の採算性を悪化させないといった発想の転換も必要と考えます。

上述の通り、需要が逡減傾向にあるサービスの接続料については、接続料の設定の考え方そのものから見直す必要があると考えますが、料金を据置いた場合の最終的なコスト負担の在り方を検討する場合には、移行先サービスのネットワークも含めた算定方法の見直しを行うべきと考えます。

なお、これらは検討に時間を要するため、当面の接続料については、調整額による接続料の急激な変動を抑止するために総務省殿が平成 25 年 7 月の第 47 回電気通信事業部会に報告した「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」に規定する抑制措置を適用することが適当と考えます。

平成 26 年 2 月 5 日に行われた NTT 東西殿の接続料金改定の認可申請についての説明会(以下「認可申請説明会」といいます。)では、これら接続専用線等に係る接続料の上昇は需要の急激な減少によるとの説明があり、網使用料算定根拠から、実際に契約回線数が半減している品目があること等が確認できます。これは、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」に規定する接続料の急激な変動が生じる恐れがある場合のうち、「②一時的な要因により需要が大幅に変動する場合」または「④ある算定期間において需要が大幅に変動し、そのまま定常化する場合」のいずれかに該当すると考えられます。

### 3. 特設公衆電話

特設公衆電話の費用については、NTT 東西殿と相互接続事業者各社が参加した合同協議等でも申し上げておりますが、災害時等に避難所等で利用するという用途を考えれば、基本的には設置を要望した地方自治体等が負担するべきものであり、接続事業者に費用負担を要請する類のものではないと考えます。

弊社共は、特設公衆電話費用の公衆電話接続料への転嫁はあくまで暫定的な対応という認識であり、自治体等の費用負担や、ユニバーサルサービス基金の充当について議論して頂きたいと考えます。

### 4. 料金回収手数料

今回申請された料金回収手数料は、債権譲受手数料の通信ごとのデータ蓄積～請求～回収を NTT 東西殿が行う場合の料率について、前年度と比較すると、NTT 東日本殿で 4.4%から 5.6%(+27.3%)、NTT 西日本殿で 4.9%から 5.7%(+16.3%)に上昇し、また料金回収代行手数料について NTT 東日本殿で 26.66 円から 39.76 円(+49.1%)、NTT 西日本殿で 29.52 円から 39.63 円(+34.2%)

に上昇する等、大幅な上昇となっています。その主な要因は、システム開発費について NTT 東日本殿で 75 億円から 108 億円(+44.0%)、NTT 西日本殿で 55 億円から 95 億円(+72.7%)に上昇した他、金融機関振込手数料についても NTT 東日本殿で 51 億円から 103 億円(+102.0%)、NTT 西日本殿で 57 億円から 96 億円(+68.4%)に上昇したことによるものです。

これらシステム開発費及び金融機関振込手数料の上昇は NTT 東西殿をはじめとしたグループ会社の料金請求、回収を NTT ファイナンス株式会社殿(以下「NTT ファイナンス殿」といいます。)に統合(以下「統合請求」といいます。)したことに起因します。この統合請求については、平成 24 年 2 月に接続事業者 65 社及び 1 団体が、競争環境や NTT の組織の在り方に係る問題があるとして反対し、要望書を提出しています。接続事業者の反対を押し切り、「業務の品質向上と効率化」等を理由に統合請求を強行したにも係らず、金融機関手数料を含めた全体的な費用の効率化には寄与していません。また、接続事業者には何ら便益がないことから、これら増分費用については、接続事業者が負担すべきものではありません。

以上